

# 新たなモビリティ安全対策ワーキング グループの検討結果（概要）

---

※ 警察庁作成資料より

## ② ー1 特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)の交通方法等について

### <背景>

電動キックボードの公道での走行について、最高速度等に応じた新たな車両区分の設定等、交通ルールに関する制度整備が必要  
(「成長戦略実行計画」(令和3年6月18日閣議決定))

### (1) 最高速度、車体の大きさ

- ・ 最高速度: 一般的な自転車利用者の速度(20km/h)
- ・ 車体の大きさ: 長さ190cm×幅60cm ※普通自転車相当



### (2) 運転することができる者

- ・ 運転免許は要しないこととするが、16歳未満の者については運転を禁止
- ・ 特定小型原動機付自転車の販売やシェアリング事業を行う者に対して、特定小型原動機付自転車の利用者への交通安全教育を行う努力義務を課す

### (3) 通行場所

- ・ 車道、普通自転車専用通行帯、自転車道を通行  
※ 最高速度の制御(6km/h) とそれに連動する表示をした場合には、例外的に歩道(自転車通行可の歩道のみ)等の通行可



車道



普通自転車  
専用通行帯



自転車道



歩道



路側帯

### (4) 乗車用ヘルメット

- ・ 特定小型原動機付自転車の運転者に乗車用ヘルメット着用の努力義務を課す

### (5) 違反者に対する措置

- ・ 交通反則通告制度及び放置違反金制度の対象とする
- ・ 悪質・危険な違反行為を繰り返す者には講習の受講を命令(命令違反には罰則)

○「新たなモビリティ安全対策ワーキンググループ」において、小型低速車の保安基準の項目は、「小型低速車」(特定小型原動機付自転車)が現在、原動機付自転車に分類されていることに鑑み、その保安基準項目を基本としつつ、「小型低速車」に特有の構造・必要性も踏まえて、項目の削除・追加を検討することとされた。

原動機付自転車(20km/h未満)の保安基準項目を基本とした装置等

- 【引き続き必要な装置等】
- 接地部・接地圧、制動装置、車体、前照灯、後部反射器、警音器、乗車装置
- 【引き続き不要な装置等】
- 番号灯、緊急制動表示灯、速度計

小型低速車に特有の構造・必要性を踏まえ、削除・追加した装置等

- 【追加した装置等】
- 尾灯、制動灯

⇒ 車体が小型であることを踏まえ
- 方向指示器

⇒ 立ち乗り型が想定されることを踏まえ
- 識別点滅灯火

⇒ 保安基準適否の判別の容易さの重要性を踏まえ  
歩道通行時モードの判別の容易さの重要性を踏まえ
- スピードリミッター

⇒ 最高速度を制限することの重要性を踏まえ
- 走行安定性

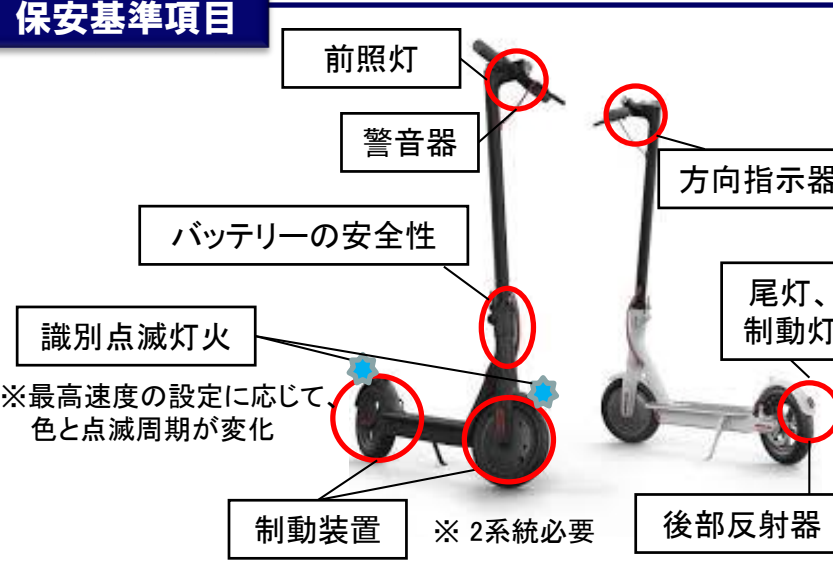
⇒ 車輪径が非常に小さいことが想定されることを踏まえ
- バッテリー安全性

⇒ リチウムイオン電池は発火の恐れがあることを踏まえ
- 【削除した装置等】
- 後写鏡

⇒ 通行場所を踏まえ
- 消音器(騒音)

⇒ 電動かつ小型であり、軽量であることが想定されることを踏まえ

保安基準項目



|           |                   |
|-----------|-------------------|
| 接地部・接地圧   | 道路を破損する恐れのないこと    |
| 車体        | 堅牢で運行に十分耐えること     |
| 乗車装置      | 安全な乗車を確保できること     |
| 走行安定性     | 段差等を安全に走行できること    |
| スピードリミッター | 設定最高速度を超えて加速しないこと |

2